

## 資料2 映画祭における新・旧組織体制の比較

	2019年まで	2020年より
映画祭代表者 (選任方法)	<p><b>代表</b> 理事会からの推薦</p> <p>理事の就任、且つ、理事会で専務理事就任の承認が必要</p>	<p><b>実行委員長</b> 市民スタッフ並びにアーツの理事会の役員から公募又は理事会からの推薦</p> <p>スタッフの信任投票で選任</p>
運営組織 (構成員・数・選任方法)	<p><b>運営委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表</li> <li>・副代表 (1名、選任条件は代表の推薦)</li> <li>・運営委員 (選任条件は「スタッフ歴3年目以上(4月時点)であること」「既存運営委員の過半数の承認」「NPO法人KAWASAKIアーツ理事2名の推薦⇒理事会での承認」「NPO法人KAWASAKIアーツ正会員への加入」からなる。</li> </ul> <p>川崎市への事業報告、事業計画、予算案などを中・長期の視野を持って計画・立案し、人事、経営、その他映画祭の運営について調整・実施</p> <p>摘録の作成・報告等の取り決めなし</p>	<p><b>実行委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実行委員長 (1名、同上)</li> <li>・実行副委員長 (1名、市民スタッフから公募、スタッフの信任投票で選任)</li> <li>・実行委員 (7名、市民スタッフから公募、スタッフの信任投票で選任)</li> </ul> <p>定期開催 (月1回程度。必要に応じて)</p> <p>NPO法人KAWASAKIアーツ理事会と連携を図るとともに、市民スタッフの意見の反映にも努めながら、しんゆり映画祭の企画・運営等に係る事項に関して意思決定を行う機関。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しんゆり映画祭の企画及び運営に関すること</li> <li>・市民ボランティアスタッフの資格及び登録に関すること</li> <li>・関係団体等との協力・連携に関すること</li> <li>・その他目的を達成するために必要な事項</li> </ul>
	<p><b>単年度実行委員会</b></p> <p>運営委員会の下部に位置づけられ、企画・運営の会議を行う。 セクションのチーフからなる。 不定期開催 摘録の作成・報告等の取り決めなし</p>	<p>会議概要は摘録として理事会・市民スタッフに報告 (会議音声を記録、共有)</p> <p>川崎市への事業報告、事業計画、予算案などを中・長期の視野を持って計画・立案し、人事、経営、その他映画祭の運営について調整・実施</p>
	<p><b>全体会</b></p> <p>全市民スタッフが参加 事務連絡・セクションごとの作業報告などを行う 不定期開催 (月1回程度) 摘録の作成・報告等の取り決めなし</p>	<p><b>全体会</b></p> <p>全市民スタッフが参加 実行委員会への意見出し、実行委員会で作成した案の共有・議論、事務連絡・セクションごとの作業報告などを行う 定期開催 (月1回程度) 会議内容は摘録として、理事会・市民スタッフに報告 (会議音声を記録、共有)</p>
	<p><b>セクション</b></p> <p>映画祭の企画・運営の作業単位の小グループ スタッフの希望で参加。スタッフの1名が単年度実行会議に出席するチーフを担当する</p>	<p><b>セクション</b></p> <p>映画祭の企画・運営の作業単位の小グループ 実行委員がセクションリーダーを務め、スタッフ意見を集約し、運営に現場の声を反映させる</p>

	プログラムセクションのチーフのみ、運営委員会の推薦。それ以外のチーフの選任についての取り決めなし	
議事決定方法	運営委員会で最終決定する。理事会との情報共有・方法等の取り決めなし	各セクションのリーダーが市民スタッフの意見を取りまとめ、実行委員会で議論を行う 実行委員会の議事内容は理事会・市民スタッフと共有、議論。特に重要な事項については、全体会を経て理事会の承認や助言等を得ながら決定する
市民スタッフ トラブル・ハラスメント等の相談	運営委員会	NPO 法人 KAWASAKI アーツ理事会
法的責任	取り決めなし	NPO 法人 KAWASAKI アーツ